

持続可能な公共交通ネットワーク構築に向けたあり方検討業務委託

特記仕様書（案）

本業務の施行に当たっては、岡山市調査，設計，測量業務等共通仕様書に対する下記の特記及び追加事項に従い業務を履行しなければならない。

- 1 履行期限を厳守すること。
- 2 受注者は、契約締結後速やかに着手するとともに、着手前までに工程表、主任技術者及び照査技術者の通知を行い、承認を得ること。
なお、市担当監督員から作業実施計画書提出の指示があった場合、速やかに提出すること。
- 3 作業中の事故、その他による一切の損害については受注者の責任において処理すること。
- 4 本作業中において疑義を生じたときは、計画機関と受注者との協議のうえ決定する。

5 業務計画書

- (1) 受注者は、着手前までに業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

6 業務目的

本業務は、今年度から再開する岡山市公共交通網形成協議会での議論を踏まえて、岡山市における持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向けた将来像の検討や、将来ネットワークの実現に向けた今後の事業運営のあり方について検討を行うことを目的とする。

7 業務内容

(1) 地域公共交通の現状分析と将来像の検討

発注者から貸与される利用実績データ等を用いて、地域公共交通の需要（利用者数）と供給（輸送力）を系統別区間に整理し、需給ギャップの現況分析を行う。また、人口データや土地利用情報等から把握される潜在需要を重ね合わせて分析することで、重複路線の集約や路線の新設・増便、経路変更など、利便性向上と運行効率化の両面から持続可能な公共交通ネットワークの将来像を検討し、実現した場合の運賃収入、運行経費について試算する。なお、現況分析では、時間帯・曜日・天候等による変動に留意すること。

表 発注者が貸与可能な各種データ（主なもの）

項目	内容
ICカード 利用実績	<ul style="list-style-type: none">● 運行事業者から提供されたハレカ、ハレカ-half、イコカ等全国共通カードの利用実績（路線バス・路面電車）● カードID、利用日時、乗車・降車時刻、乗車・降車停留所、券

	<p>種、運賃（標準運賃、支払い運賃）など</p> <p>※全国共通カードは乗車停留所のみ</p> <p>※1か月分のデータ提供を想定</p>
ネットワークデータ	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道、路線バス、路面電車のネットワークデータ ● 便数・停留所あり、系統情報あり <p>※「岡山市総合交通計画中間評価業務委託」において最新時点のデータ整備を実施中</p>
各社の輸送実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社別の総走行キロ、運行経費（費目別）、キロ単価など ● 系統別の便数、総走行キロ、輸送人員、運賃収入、運行経費（キロ単価から算出）など <p>※令和3年度または令和4年度</p>
乗降調査データ	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年3月（平日1日）に主要バス停15箇所（岡山駅及び都市拠点・地域拠点のバス停）及び岡山駅前電停で実施した乗降調査データ ● 支払い方法別（現金、ハレカ、ハレカハーフ、その他ICカード）
人流データ	<ul style="list-style-type: none"> ● 岡山市オープンデータ（詳細は下記参照） https://www.city.okayama.jp/shisei/0000012555.html
パーソントリップ調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成24年調査（岡山市・倉敷市・総社市）マスターデータ ● 令和4年調査（岡山県全域）マスターデータ
市民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民意識調査マスターデータ（最新は令和3年度） https://www.city.okayama.jp/shisei/0000035649.html ● 平成28年交通サービスに関する意識調査マスターデータ（調査内容及び調査結果の概要は「岡山市総合交通計画 2.4 市民意識から見た課題」参照）
アクセシビリティ指標	<ul style="list-style-type: none"> ● 100mメッシュごとの都心または拠点までの公共交通アクセシビリティ指標（詳細は、「岡山市総合交通計画 2.2（3）交通不便地域の移動手段の確保」参照） <p>※「岡山市総合交通計画中間評価業務委託」において最新データによる現況把握を実施中</p>

（2）事業運営スキームに関する検討

運行事業者各社の経営状況、車両・施設・運転手等の所有状況、各種サービスの内容（情報提供、顧客対応など）、現状の課題等について情報収集・分析を行い、（1）で検討した地域公共交通ネットワークの将来像を持続可能なものとして実現するために必要な事業者間の連携方策について、利用者利便の向上や運行効率化、経営合理化、新技術の活用等の観点から具体策を検討し、連携による効果や実施に向けた課題（制度面、費用面など）を整理する。

検討にあたっては、国内外の事例について、事業者間連携とあわせて導入（検討）されている官民連携スキームを含めて体系的に整理すること。

(3) 打合せ協議

業務の着手時、中間時、成果品納入時について打合せ協議（3回）を実施する。

(4) 報告書作成

上記成果をとりまとめ、報告書及び報告書概要版を作成する。

8 その他

業務遂行にあたっては、岡山市公共交通網形成協議会及び路線バス分科会での協議や交通事業者等関係者との個別協議等の内容に十分留意すること。

9 納入成果品

成果品の取りまとめ方法については、岡山市と協議し、その指示に従うものとする。

成果品は以下のとおりとする。

- ・業務報告書…1部（A4版）
- ・業務報告書概要版…1部（A4版）
- ・業務報告書データ…CD-R または DVD-R 1部
- ・その他成果データ一式…CD-R または DVD-R 1部

映像・デザイン等のすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、すべて岡山市に帰属するものとし、著作者人格権は行使しないものとする。

10 電子成果物について

(1) 各種図面は電子ファイル（元データ、ラスターデータ）を提出すること（Adobe Illustrator ファイル、PDF ファイル、CAD ファイル等）。

(2) 成果データは、元データ（Microsoft Word、Excel 等）とラスターデータ（PDF ファイル等）を提出すること。

(3) 記録媒体は CD または DVD の使用を原則とするが、詳細は監督員と協議すること。

(4) 提出する記録ファイルについて、納品前に以下の通りウイルスチェックを行うこと（格納された全てのファイルについて実施）。

- 1) 市場性のある（シェアの高い）ソフトにより、かつ、最新のウイルスチェックデータに基づいて（チェック前に最新データを取り込んだ後）ウイルスチェックを行い、安全性を確実に確保すること。
- 2) ウイルスチェックしたソフト名及びその日付、ウイルスチェック者の氏名を別途記載（CD 及び CD ケースまたは DVD 及び DVD ケース）し提出すること。

11 委託業務チェックリストの実施について

岡山市委託業務チェックリスト運用要領に基づき照査すること。

岡山市委託業務チェックリスト運用要領及び様式は下記のホームページで入手できます。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000032666.html>

12 変更後業務委託料の算出について

業務委託料に変更があった場合の変更後業務委託料の算出は、次の式による。

変更後業務委託料

$$= (\text{変更後設計金額(税抜)} \times \frac{\text{当初業務委託料(税込)}}{\text{当初設計金額(税込)}}) \times (1 + \text{消費税率})$$

上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

1.3 使用する技術基準等

受注者は、岡山市調査、設計、測量業務等共通仕様書第 1201 条に定める最新の技術基準及び参考図書に加えて、「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を用いて業務の実施にあたるものとする。

1.4 ウィークリースタンスの推進

(1) 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者間で設計業務等の業務環境を改善し 1 週間における就業環境改善の取組）の対象業務であるため、以下の①～⑨について受発注者の協力のもと取組むものとする。

- ① 月曜日（休日明け）を依頼の期限日としない。
- ② ノー残業デー（水曜日）は、勤務時間外の依頼及び 16 時以降に打合せはしない。
- ③ ノー残業デー（水曜日）に資料作成の依頼を行う場合は、翌日（木曜日）を期限日としない。
- ④ 金曜日（休前日）に新たな依頼をしない。
- ⑤ 資料作成等作業依頼を正規の勤務時間以外には行わない。
- ⑥ 打合せの開始時に終了時刻を定め、原則その時刻内に完了する。
- ⑦ 昼休みや午後 5 時以降開始の打合せをしない。
- ⑧ 作業内容に見合った作業期間を確保する。（休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう配慮する。）
- ⑨ その他、任意に設定。

(2) ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって「ウィークリースタンス推進チェックシート（初回打合せ時）」を基に決定する。取組期間については、初回打合せ時（実施内容を設定した日）から工期末までとする。

(3) 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

(4) 成果物納入時の打合せにおいて、実施結果（効果・改善点等）を受発注者双方で確認し、「ウィークリースタンス推進チェックシート（実施結果）」に記入し打合せ記録簿で提出し、共有する。なお、「ウィークリースタンス推進チェックシート」の様式は下記のホームページで入手できます。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000028872.html>